

## ○栗東市都市公園の管理及び運営に関する規則

昭和 5 2 年 1 月 1 日

規則第 1 号

注 令和 7 年 4 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、栗東市都市公園条例（昭和 4 6 年栗東町条例第 1 0 号。以下「条例」という。）第 3 5 条の規定により条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書は、行為許可（変更）申請書（別記様式第 1 号）によるものとする。

2 条例第 3 条第 4 項の規定により許可を与える場合は、行為許可書（別記様式第 2 号）によるものとする。

(指定管理の手続)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項の規定による申請は、有料公園施設指定管理者指定申請書（別記様式第 3 号の 2）により、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第 9 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 年間事業計画書
- (2) 年間収支予算書
- (3) 定款等及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (4) 役員及び業務に従事するものの名簿及び履歴書
- (5) 当該法人その他の団体の過去 2 年間の活動実績の概要を記載した書類
- (6) 当該法人その他の団体の過去 2 年間の事業収支を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項第 1 号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 経営方針又は運営規則
- (2) 職員の体制
- (3) 施設の運営・維持管理に係る計画
- (4) 個人情報保護に関して必要な事項
- (5) 災害、事故その他の緊急事態が発生した場合の対応
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(協定)

第 4 条 条例第 1 0 条の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 前条第 2 項第 1 号の事業計画書に記載された事項
- (2) 委託費の額並びに支払い時期及び方法

- (3) 施設内の物品の所有権の帰属
- (4) 危険負担
- (5) 指定管理者の指定解除に係る手続き
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(事業報告書)

第5条 条例第17条の事業報告書は、別記様式第4号によるものとする。

2 指定管理者は、事業報告書に次に掲げる事項を記載し、毎年4月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 利用料金収入の実績
- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(再委託の禁止)

第6条 指定管理者は、管理業務を第三者に再委託してはならない。ただし、施設の管理に付随する個別の業務については、この限りではない。

(利用申請)

第7条 条例第23条第3項の規則で定める申請書は、栗東市有料公園施設利用申請書(別記様式第5号)によるものとする。

(利用申込等)

第8条 前条で規定する申請書の受付は、利用する日の3月前からとする。ただし、市長又は指定管理者が認める場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第9条 利用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) あらかじめ承認を受けた場合のほか、有料公園施設内で物品の販売、飲食物の提供又はポスター等の貼付を行わないこと。
- (2) 騒音を発生し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 許可を受けた施設等以外のものを使用しないこと。
- (4) みだりに火気を使用しないこと。
- (5) 常に有料公園施設内の秩序を維持し、清潔の保持に努めること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入らないこと。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れないこと。
- (8) 前各号のほか、都市公園の利用及び管理運営に支障がある行為は行わないこと。

(損害の賠償)

第10条 利用者が有料公園施設内の施設等を損傷し、又は破損したときは、原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用の取消し)

第11条 条例第23条第3項の利用許可を受けたものが、自己の責めに帰すべき理由により当該使用を取り消すときは、利用日の7日前までにその旨を届けでて、指定管理者の承認を受けなければならない。

(管理責任)

第12条 使用中における事故、災害等について、市長は、公園に起因する管理瑕疵以外は、その責任を負わないものとする。

(管理の委託)

第13条 市長は別表に掲げる公園の維持管理を公共的団体に委託するときは、別記様式第7号により管理委託協定を締結しなければならない。

(管理委託範囲)

第14条 前条に規定する管理委託範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公園敷地の除草、清掃その他の美化に関すること。
- (2) 公園施設の軽微な補修及び施設の破損等の整備に関すること。

(委託料)

第15条 市長は、別表に掲げる公園の維持管理を委託した団体に対し、委託料を支払うことができる。

2 前項の委託料の額は、毎年実施設計積算単価表に基づき算出し、予算の範囲内で支出する。

(工作物等を保管した場合の公示の場所)

第16条 条例第28条第1項第1号の規定による公示場所は、栗東市役所前掲示場とする。

(保管工作物等一覧簿の備え付け場所)

第17条 条例第28条第2項の規定による保管工作物等一覧簿（別記様式第8号）の備え付け場所は、都市整備部都市計画課とする。

(令7規則21・一部改正)

(保管した工作物等を売却する場合の手続き)

第18条 条例第30条の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第19条 市長は、前条の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項を第16条に規定する場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 市長は、前条の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、入札参加者として

3以上のものを指名するものとする。ただし、当該入札に参加を希望し、かつ、入札参加が適当であると市長が認めるものが2である場合、指名するものを2とすることができる。

3 市長は、前項の場合において、入札参加者として指名したものに当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

4 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、売却しようとする工作物等の購入を希望するものが1である場合を除き、2以上のものから見積書を徴するものとする。

(工作物を返還する場合の手続き)

第20条 条例第31条の規定による保管工作物等の返還に係る受領書については、別記様式第9号による。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、有料公園施設の管理に必要な事項については、指定管理者が市長の承認を得て定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年6月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月31日規則第12号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月26日規則第11号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年5月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年3月30日規則第8号)

この規則は、平成4年6月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月2日規則第25号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月2日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年2月26日規則第6号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月27日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日規則第66号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、題名の改正規定、第2条の次に8条を加え

る改正規定（第3条を加える部分に限る。）及び別記様式第3号の次に1様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月14日規則第37号）

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成20年9月29日規則第29号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第3号）

この規則は、平成27年5月11日から施行する。

附 則（令和7年4月1日規則第21号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第13条、第15条関係）

委託する公園名	公園面積 m <sup>2</sup>
栗東第一児童公園	3,761.73
栗東第三児童公園	2,968.02
大宝公園	10,000
小柿公園	3,134
高野公園	12,610
海老川第一公園	4,627
治田西児童公園	6,602.68
ふれあい公園	3,454.26

別記様式第1号(第2条関係)

行 為 許 可(変更)申 請 書 年 月 日 栗東市長 様 栗東市都市公園条例第3条の規定により下記のとおり申請します。					
申 請 者	団 体 名		使 用 責 任 者	氏 名	
	代 表 者			住 所	
	住 所			電 話	
行 為 の 目 的					
期 間	自	年	月	日	から
	至	年	月	日	まで
行 為 の 場 所					
行 為 の 内 容					
添 付 書 類					
そ の 他					

様式第3号(第2条関係)

栗東市指令第 年 月 日 号	
行 為 許 可 書	
団体名 代表者	様
栗東市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
年 月 日付け申請のあった行為許可(変更)申請について、次のとおり許可する。	
目 的	
期 間	
場 所	
内 容	
条 件	

様式第3号の2(第3条関係)

年 月 日

有料公園施設指定管理者指定申請書

栗東市長 様

申請者 住 所  
団体名  
代表者名 印  
電話番号

栗東市公の施設における指定管理者の指定を受けたいので、栗東市都市公園条例第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

公の施設名	
-------	--

(添付書類)

- (1) 年間事業計画書
- (2) 年間収支予算書
- (3) 定款等及び登記簿謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (4) 役員及び業務に従事するもの名簿及び履歴書
- (5) 当該法人その他の団体の過去2年間の活動実績の概要を記載した書類
- (6) 当該法人その他の団体の過去2年間の事業収支を記載した書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

事 業 報 告 書

施設名			
団体名			
代表者名			
住 所			
電話番号		FAX番号	
担当者名			

1 業務の実施状況

2 施設の利用状況

3 利用料金収入の実績

4 管理経費等の収支状況

5 市長が必要と認める書類

様式第5号(第7条関係)

栗東市有料公園施設利用許可申請書 年 月 日 指定管理者 様 使用者 住所 団体名 代表者名 連絡先 電話 ( ) — 栗東市都市公園条例第23条第3項の規定により、下記のとおり申請します。 記			
利用施設	運動公園区分( )面		
利用目的			
日 時	年 月 日	自 時 分から	至 時 分まで
参加人員	名	利用備品	
利用責任者	住所	氏名	
利用料	円		
減免申請該当事項	都市公園条例第25条、		減免額 円

様式第7号(第13条関係)

公園施設管理委託協定書

栗東市都市公園の管理及び運営に関する規則(以下「規則」という。)の規定により、都市公園の適正な管理を図るため、公園の管理委託について栗東市長(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間において、法令に基づく定めのほか、下記のとおり協定する。

記

(対象となる公園)

第1条 甲が乙に対し管理を委託する公園は、次のとおりとする。

- |           |     |                |
|-----------|-----|----------------|
| (1) 公園の所在 | 栗東市 | 番地             |
| (2) 公園の名称 |     | 公園             |
| (3) 公園の面積 |     | m <sup>2</sup> |

(管理委託の範囲)

第2条 乙が甲の委託を受け公園を管理する範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公園敷地の除草は、年2回以上、清掃及び全体のごみ拾いは、年4回以上とし、焼却等の処分を含む。
- (2) 植樹された樹木に対し、施肥及び散水を施すものとする。
- (3) 公園内及び公園周辺の側溝どろ上げ清掃は、年2回以上とし、場内処分を含む。
- (4) 公園施設の軽微な補修及び施設の破損等の整備に関すること。

(管理委託期間)

第3条 管理委託期間は、次のとおりとする。

自	年	月	日
至	年	月	日

(管理委託料)

第4条 管理委託料は、規則第9条の規定により年額 \_\_\_\_\_ 円とする。

2 甲は、年2回(10月、3月)に分けて、乙へ管理委託料を支払うものとする。

(労働災害の防止等)

第5条 乙は、作業中における安全に万全を期さなければならない。

(管理報告)

第6条 乙は、委託期間の中間及び完了前に甲に対し、中間実施報告書及び事業完了実績報

告書を提出するものとする。

(公園敷地内での建築の禁止)

第7条 乙は、委託を受けた公園敷地内においては、集会室等の建築はできないものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議するものとする。

上記協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々1通を保持する。

年 月 日

甲 栗東市長

印

乙

印

様式第8号(第17条関係)

保管工作物等一覧簿

工作物の名称 (種類)	形状	数量	放置場所	除 去 日 時 及 保 管 日 時	保管場所	備考
				除 去 日 時 保 管 日 時		
				除 去 日 時 保 管 日 時		
				除 去 日 時 保 管 日 時		
				除 去 日 時 保 管 日 時		
				除 去 日 時 保 管 日 時		
				除 去 日 時 保 管 日 時		
				除 去 日 時 保 管 日 時		

様式第9号(第20条関係)

保管工作物等受領書						
栗東市長		様		年 月 日		
住所						
氏名				印		
電話						
私は、下記工作物等の所有者であり、当該工作物等の返還を受け、確かに受領いたしました。						
工作物の名称 (種類)	形状	数量	放置場所	除去日時 及 保管日時	保管場所	備考
				除去日時 保管日時		

別記様式第1号（第2条関係）

様式第2号 削除

様式第3号（第2条関係）

様式第3号の2（第3条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号 削除

様式第7号（第13条関係）

様式第8号（第17条関係）

様式第9号（第20条関係）